

瀬戸市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市教育委員会

教育長 横山 彰

瀬戸市教育委員会規則第2号

瀬戸市立学校管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市立学校管理規則（昭和34年瀬戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条）	第1章 総則（第1条）
第2章 学年、学期、休日及び休業日（第2条・第3条）	第2章 学年、学期、休日及び休業日（第2条・第3条）
第3章 教育活動（第4条—第9条）	第3章 教育活動（第4条—第9条）
第4章 教材及び教具の取扱（第10条—第14条）	第4章 教材及び教具の取扱（第10条—第14条）
第5章 学校運営及び職員の組織（第15条— <u>第19条の2</u> ）	第5章 学校運営及び職員の組織（第15条— <u>第19条</u> ）
第6章 施設設備の管理（第20条—第26条）	第6章 施設設備の管理（第20条—第26条）
第7章 補則（第27条）	第7章 補則（第27条）
附則	附則
第5章 学校運営及び職員の組織 (職員の旅行)	第5章 学校運営及び職員の組織 (職員の旅行)
第19条 <省略> <u>(教育職員の業務量の適切な管理)</u>	第19条 <省略>
<u>第19条の2</u> 教育委員会は、公立の義務教育諸	

学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法  
(昭和46年法律第77号)第2条第2項に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第7条第1項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉

の確保を図るために必要な事項については、公  
立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関  
する特別措置法第7条第1項の指針に基づき、  
教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。